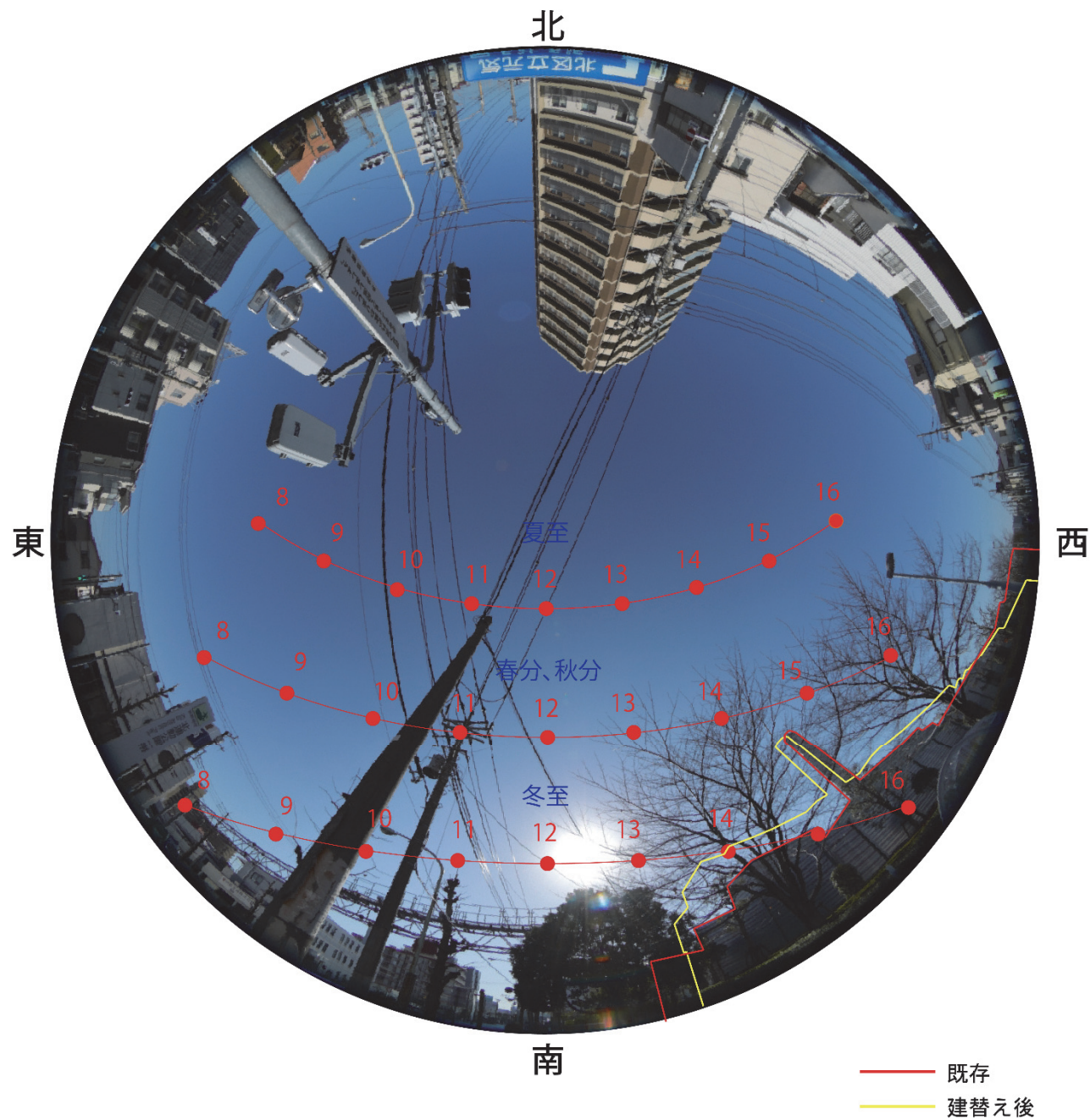




| 時刻       |      | 8 | 9 | 10 | 11 | 12 | 13 | 14 | 15 | 16 | 日影の生じる時間 | 現況からの変化量 |
|----------|------|---|---|----|----|----|----|----|----|----|----------|----------|
| 夏至日      | 現況   |   |   |    |    |    |    |    |    |    | 約 0 分    | 約 0 分    |
|          | 建替え後 |   |   |    |    |    |    |    |    |    | 約 0 分    |          |
| 春分<br>秋分 | 現況   |   |   |    |    |    |    |    |    |    | 約 0 分    | 約 0 分    |
|          | 建替え後 |   |   |    |    |    |    |    |    |    | 約 0 分    |          |
| 冬至日      | 現況   | □ |   |    |    |    |    |    | ▨  |    | 約 100 分  | 約 40 分   |
|          | 建替え後 | □ |   |    |    |    |    | ▨  | ▨  | ▨  | 約 140 分  |          |

凡例 □ : その他の日影時間帯  
▨ : 清掃工場による日影時間帯

注) 植栽、電柱等による日影は、日影時間に含まない。

写真 8.7-3 地点③における現況及び将来の天空図（地上高さ 1.5m）

### 8.7.3 環境保全のための措置

#### 8.7.3.1 予測に反映した措置

工事の完了後において、以下に示す環境保全のための措置を行う。

- ・計画する工場棟の最高高さは、既存の工場棟の高さ（約31m）と同じとする。
- ・煙突は既存煙突と同じ高さとすることにより、計画地周辺の日影の状況に配慮する。

### 8.7.4 評価

#### 8.7.4.1 評価の指標

評価の指標は、工事の完了後において、以下に示す法律及び条例で定める基準とした。

- ・「建築基準法」（昭和25年法律第201号）
- ・「東京都日影による中高層建築物の高さの制限に関する条例」

#### 8.7.4.2 評価の結果

##### (1) 冬至日における日影の範囲及び日影となる時刻、時間数等の日影の状況の変化の程度

計画地に隣接する地域は、「建築基準法」、「東京都日影による中高層建築物の高さの制限に関する条例」に基づく日影の規制対象区域である。

なお、上記の各規制を受ける施設は建築物であり、独立基礎を有する煙突は規制の対象外となる。

計画建築物（煙突を含まない）による日影時間は、各規制対象区域の規制時間内である。また、煙突の高さは既存と同じ（約120m）で、位置は東に10m程度移動し、日影の範囲は現況と比べほぼ変わらない。

したがって、冬至日における日影の状況の変化の程度は小さく、評価の指標を満足すると考える。

##### (2) 日影が生じることによる影響に特に配慮すべき施設等における日影となる時刻、時間数等の日影の状況の変化の程度

計画地周辺の特に配慮すべき施設等として、計画地周辺の住宅は、計画地の北～西側に掛けて低層の住宅がある。

主要な地点における日影の状況は写真8.7-1～写真8.7-3に示すとおりであり、工事の完了後における日影時間の変化は以下のとおりである。

住宅については、写真8.7-1（地点①）、写真8.7-2（地点②）及び写真8.7-3（地点③）に示すとおり、日影時間は地点①では約20分減少する。一方、地点②では冬至日で約80分、地点③では冬至日で約40分増加するが、計画する工場棟の高さを既存と同じに抑えることで、増加時間は地点②で約80分、地点③で約40分にとどまる。

したがって、計画建築物等による特に配慮すべき施設等への日影の影響は最小限に抑えられると考える。

